

旧頁	節	中間案	修正案	備考
6	1部 1章 4節 計画管理	<p>本市における総合的な防災対策の推進を図るため、災害対策の実施主体は、本計画を共通理解し、平時から防災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うことにより、本計画及び本計画における各業務を実施するため、別に定める実施計画等の習熟に努めます。</p> <p>また、市は、国の防災基本計画、宮城県地域防災計画等関連計画の改正等の際には、随時その内容を反映するとともに、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要な修正を行います。</p> <p>また、大規模な災害が発生した際には、その状況、災害対応の経過や、課題、教訓などを記録誌等にとどめるとともに、本計画に基づく取り組みが十分機能したのかを振り返り、その結果を反映させることにより、総合的な防災対策をより実効性の高いものにしていきます。</p>	<p>本計画については、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加えるほか、国の防災基本計画や県の地域防災計画の改正を踏まえ、必要な修正を行っていきます。</p> <p>また、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する計画（地区防災計画）を本計画に定めることの提案があった場合には、別に定める手続により必要と認められたものを本計画に定めることとします。</p> <p>災害対策の各実施主体は、本計画を共有し、平時から防災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うとともに、大規模な災害が発生した際には、被害状況、災害対応の経過や、課題、教訓などを記録し、その検証結果を本計画へ反映させることにより、実効性をより高いものにしていきます。</p>	<p>改正災対法の反映 内容適正化 ※地区防災計画を含めた文面に修正</p>
14 (17)	1部 2章 2節 想定される災害	<p>1. 本市において想定される地震</p> <p>(略)</p> <p>(2) 長町—利府線断層帯（長町—利府線断層帯の評価（平成14年2月）及び平成24年1月1日現在の長期評価による）</p> <p>(略)</p>	<p>1. 本市において想定される地震</p> <p>(略)</p> <p>(2) 長町—利府線断層帯（長町—利府線断層帯の評価（平成14年2月）及び平成24年1月1日現在の長期評価による）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地震災害の想定規模</p> <p>本市に想定される地震に係る政府の地震調査研究推進本部による長期評価や昭和53年の宮城県沖地震の被害更には平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による被害、またこれまでに我が国で経験してきた地震被害を考慮し、今後、本市に起こりうる地震の発生間隔と地震・津波による災害規模を相対的かつ模式的に表すと以下の図のようになります。</p> <div data-bbox="1299 829 1904 1468"> <p style="text-align: center;">想定される地震と災害規模</p> <p>※「災害規模」とは、地震や津波によってもたらされる人的・物的被害状況やライフラインの途絶状況などを判断基準として考えたものである。 ※ 上記各地震想定モデルはあくまでも想定であるため、「災害規模」はある程度の幅を持って表している。</p> </div>	<p>内容適正化 ※第3節から移動</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(17)	1 部 2 章 2 節 想定される 災害	(つづき) 2. 本市において想定される風水害等 (1) 氾濫 ア 内水氾濫 河川の本川水位が上昇することにより、支川が逆流して氾濫するものや、市街地への降雨で排水設備等の能力を超えた降雨等により浸水する現象。発生地区の排水能力が問題となって生じることから、現象発生後の排水に留意する必要がある。 イ 河川氾濫（外水氾濫） 降雨等により河川の水位が上昇し、氾濫する現象。上流域での降雨が多い場合、下流域でも氾濫の危険が高くなる場合もあるため、流域全体の降雨について留意する必要がある。 (2) 土砂災害 ア 土石流 降雨等により土砂や流木と水が一体となって流下する現象。河道等への土砂流入により河道閉塞が生じ、一気に決壊して土石流となって流下する場合や、飽和した斜面崩壊土砂がそのまま流下する場合等もあり、発生地点から流量を増加させながら流下する場合もある。河川や流出土砂規模によっては大規模災害となる危険性がある。 イ 崖崩れ 降雨や融雪・地震等により急斜面が突然崩壊する現象で、降雨等がなくても発生する場合もある。前兆現象に乏しい場合や、前兆現象を検知してから発生までの時間が非常に短い場合が多く、土砂の移動速度も速い。 ウ 地すべり 融雪や降雨等による地下水位の上昇により斜面の一部が移動する現象。移動速度は1日に数 cm 程度のものから崩壊に近い速度のものまで様々な状態で発生するが、地表の亀裂等の前兆現象から地すべりの発生までは時間がある場合が多い。	(つづき) 2. 本市において想定される風水害等 (1) 氾濫 ア 内水氾濫 河川の本川水位が上昇することにより、支川が逆流して氾濫するものや、市街地への降雨で排水設備等の能力を超えた降雨等により浸水する現象。発生地区の排水能力が問題となって生じることから、現象発生後の排水に留意する必要がある。 イ 河川氾濫（外水氾濫） 降雨等により河川の水位が上昇し、氾濫する現象。上流域での降雨が多い場合、下流域でも氾濫の危険が高くなる場合もあるため、流域全体の降雨について留意する必要がある。 (2) 土砂災害 ア 土石流 降雨等により土砂や流木と水が一体となって流下する現象。河道等への土砂流入により河道閉塞が生じ、一気に決壊して土石流となって流下する場合や、飽和した斜面崩壊土砂がそのまま流下する場合等もあり、発生地点から流量を増加させながら流下する場合もある。河川や流出土砂規模によっては大規模災害となる危険性がある。 イ 崖崩れ 降雨や融雪・地震等により急斜面が突然崩壊する現象で、降雨等がなくても発生する場合もある。前兆現象に乏しい場合や、前兆現象を検知してから発生までの時間が非常に短い場合が多く、土砂の移動速度も速い。 ウ 地すべり 融雪や降雨等による地下水位の上昇により斜面の一部が移動する現象。移動速度は1日に数 cm 程度のものから崩壊に近い速度のものまで様々な状態で発生するが、地表の亀裂等の前兆現象から地すべりの発生までは時間がある場合が多い。	パブコメ反映 ※災害イラスト追加



旧頁	節	中間案	修正案	備考
(18)	1 部 2 章 2 節 想定される 災害	(つづき) (3) 強風・竜巻等の風害 ア 強風 台風等によるものが多く、歩行が困難であったり、簡易な建築物の破損、屋根等の飛散が生じる場合もある。 イ 竜巻 積乱雲の下で地上から雲へと細長く伸びる高速な渦巻き状の上昇気流で、建物を破壊したり重量物を巻き上げるエネルギーを持つ場合もある。雷雨の発生や強風の発生等の前兆現象がみられる場合も多い。 ウ 塵旋風 地表付近の大気が渦巻状に立ち上る突風的一种。竜巻と異なり、主に雲が少なく風が強い晴天時に、ある程度広さがある場所において発生する。稀に強いものとなり人や建物等に被害を及ぼす場合もある。 エ ダウンバースト 局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流。建物や樹木倒壊等の被害を生じる場合も多く、航空機にとっては深刻な現象となる。 (略)	(つづき) (3) 強風・竜巻等の風害 ア 強風 台風等によるものが多く、歩行が困難であったり、簡易な建築物の破損、屋根等の飛散が生じる場合もある。 イ 竜巻 積乱雲の下で地上から雲へと細長く伸びる高速な渦巻き状の上昇気流で、建物を破壊したり重量物を巻き上げるエネルギーを持つ場合もある。雷雨の発生や強風の発生等の前兆現象がみられる場合も多い。 ウ 塵旋風 地表付近の大気が渦巻状に立ち上る突風的一种。竜巻と異なり、主に雲が少なく風が強い晴天時に、ある程度広さがある場所において発生する。稀に強いものとなり人や建物等に被害を及ぼす場合もある。 エ ダウンバースト 局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流。建物や樹木倒壊等の被害を生じる場合も多く、航空機にとっては深刻な現象となる。 (略)	パブコメ反映 ※災害イラスト追加
(25)		3. 風水害等基礎調査 (略) (5) 地域の危険性 風水害等の危険区域と人口・建物分布といった社会条件を重ね合わせ、市域の風水害等に対する危険性を総合的に評価しました。なお、評価にあたっては、地形、人口集中地区、行政界等を踏まえ、次の13地区に区分しています。 ※資料3-3「風水害における地域の危険性の総合評価」	3. 風水害等基礎調査 (略) (5) 地域の危険性 風水害等の危険区域と人口・建物分布といった社会条件を重ね合わせ、市域の風水害等に対する危険要因の特徴についてまとめました。 なお、地形、人口集中地区、行政界等を踏まえ、次の13地区に区分しています。 ※資料3-3「風水害における危険要因の特徴」	内容適正化 ※文言修正



旧頁	節	中間案	修正案	備考				
65	2部 1章 自助・共助 2節 家庭や事業 所で災害に 備える	<p>5. 物流の停止等に備える【市民・企業】</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他、家族構成に合わせ、災害時に必要な物資の備蓄に努めます。</p> <p>(8) 企業は一斉帰宅の抑制や業務の継続に必要な人員分を目安に、<u>同様の備蓄に努めます。</u></p>	<p>5. 物流の停止等に備える【市民・企業】</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他、家族構成に合わせ、災害時に必要な物資の備蓄に努めます。</p> <p>(8) <u>発災初期に自動車が必要な市民や企業は、平時から残油が半分になれば給油するなどこまめな給油に努めます。</u></p> <p>(9) 企業は一斉帰宅の抑制や業務の継続に必要な人員分を目安に、<u>災害時に必要な物資の備蓄に努めます。</u></p>	<p>内容適正化 ※燃料項目の追加</p>				
70	2部 1章 自助・共助 4節 情報を入手 する方法を 知る・確保す る	<p>【参考】情報収集の方法</p> <p>(略)</p> <p>6. テレビ・ラジオ等</p> <p>テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアからの避難情報等の伝達を実施します。</p> <p>停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送等が有効です。</p>	<p>【参考】情報収集の方法</p> <p>(略)</p> <p>6. テレビ・ラジオ・インターネット等</p> <p>テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアからの避難情報等の伝達を実施します。</p> <p>停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。</p> <p><u>また、パソコン（タブレット）やスマートフォンなどを活用してインターネットを利用することにより、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。</u></p>	<p>パブコメ反映 ※ツールの追加</p>				
73	2部 1章 自助・共助 5節 安全を確保 するための 行動を確認 する	<p>【参考】避難所の区分</p> <p>市では、災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難所等として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下のとおりです。</p> <p>1. 緊急時に活用する避難所・避難場所</p> <table border="1" data-bbox="318 1273 1093 1460"> <tr> <td>津波避難施設 津波避難場所</td> <td>津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、「仙台市震災復興計画」及び「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、計画的に整備を進めています。 （資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）</td> </tr> </table>	津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、「仙台市震災復興計画」及び「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、計画的に整備を進めています。 （資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）	<p>【参考】避難所の区分</p> <p>市では、災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難所等として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下のとおりです。</p> <p>1. 緊急時に活用する避難所・避難場所</p> <table border="1" data-bbox="1182 1273 1957 1460"> <tr> <td>津波避難施設 津波避難場所</td> <td>津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 <u>津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。</u> （資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）</td> </tr> </table>	津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 <u>津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。</u> （資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）	<p>内容適正化 ※位置づけ整理</p>
津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、「仙台市震災復興計画」及び「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、計画的に整備を進めています。 （資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）							
津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 <u>津波に対し安全な高さに避難スペースを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。</u> （資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）							

旧頁	節	中間案	修正案	備考
100	2部 2章 公助 2節 津波災害の 予防	<p>4. 避難のための施設整備 【復興事業局、建設局、消防局】</p> <p>津波避難エリアにおいては、「仙台市震災復興計画」及び「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」等に基づき、津波から避難するための施設、円滑に避難を行うための避難道路等の整備を行う。</p> <p>(1) 津波避難施設等の整備</p> <p>津波から避難するための<u>避難施設・場所</u>を整備するとともに、災害時の円滑な避難につなげるための誘導標識等を整備する。</p>	<p>4. 避難のための施設整備 【復興事業局、建設局、消防局】</p> <p>津波避難エリアにおいては、「仙台市震災復興計画」等に基づき、<u>第1節の3に記載のとおり、津波から避難するための施設及び場所、円滑に避難を行うための避難道路等の整備等</u>を行う。</p> <p>(1) 津波避難施設等の整備・確保</p> <p>津波から避難するための「<u>避難施設※1</u>」、「<u>避難の丘※2</u>」等を整備するとともに、災害時の円滑な避難につなげるための誘導標識等を整備する。</p> <p>また、民間企業との協定等により津波避難ビルの確保に努める。</p> <p>※1 「<u>避難施設</u>」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、<u>主にかさ上げ道路より西側の避難者が避難する施設として、タワー型を基本とし、消防団施設併設の場合はビル型として整備する。</u></p> <p>※2 「<u>避難の丘</u>」は、「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」及び「<u>海岸公園復興基本計画</u>」等に基づき、<u>かさ上げ道路より東側の海岸部の避難者が避難する場所として整備する。</u></p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※避難施設等確保に係る方針の明確化</p>
135	2部 2章 公助 11節 災害時要 援護者対策の 推進	<p>1. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画 【健康福祉局、消防局、各区】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の整備</p> <p>市は、地域団体等における災害時要援護者の把握が進むよう、支援を必要とする者から災害時要援護者としての情報登録の申出を受け付け、名簿を作成するとともに、その名簿情報を地域団体等に提供する。また、支援が必要な災害時要援護者の登録が進むよう、制度の周知及び環境づくりに努める。</p> <p>なお、名簿に掲載する者の範囲やその内容、更新に関する事項等については、<u>災害時要援護者情報登録制度実施要綱等で定めるものとする。</u></p>	<p>1. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画 【健康福祉局、消防局、各区】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）の整備</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿を作成するとともに、平常時から地域団体等に提供し、災害時に地域住民相互による避難誘導、安否の確認等必要な支援が実施されるための体制整備を促進する。</p> <p>ア 災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）の作成・更新</p> <p>市は、災害時要援護者情報登録制度実施要綱に定める登録対象者をもって避難行動要支援者と位置付け、情報登録の申出により名簿を作成する。</p> <p>また、市が保有する高齢者や障害者の情報及び地域団体等の見守り活動により得られた情報等を活用し、随時、制度の周知及び登録の促進を図るとともに、登録状況に応じて定期的に名簿を更新する。</p> <p>イ 名簿の提供</p> <p>市は、災害時要援護者情報登録制度実施要綱に定める提供の範囲内で、地域団体等の避難支援に携わる関係者に対し名簿情報を提供する。</p> <p>また、名簿情報の提供に際して、市は、同要綱に基づく個人情報の適正な取扱いについて関係者に情報提供を行うなど、個人情報の保護に努める。</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>※避難行動要支援者名簿の位置づけ明確化</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
181	2部 2章 公助 22節 ライフライン施設の災害予防	2. 電信・電話施設等〔東日本電信電話株式会社宮城支店〕 (略) (1) 電気通信設備等の耐震・防火・水防・豪雪対策 ア 主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策・水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、 <u>地中化等の耐浪性の確保を推進する。</u> (略) (3) 津波警報、避難指示等の伝達体制の整備 ア 津波情報伝達の迅速化、確実化 気象業務法に基づき、気象庁から津波警報の通知を受けたときは、直ちにその津波警報を関係市町村に対し迅速、確実に伝達するよう努める。 イ 津波警報伝達等点検の実施 津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、 <u>関係機関との津波警報伝達点検を実施し、伝達漏れの防止等</u> を図る。	2. 電信・電話施設等〔東日本電信電話株式会社宮城支店〕 (略) (1) 電気通信設備等の耐震・防火・水防・豪雪対策 ア 主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策・水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、 <u>電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進する。</u> (略) (3) 津波警報、避難指示等の伝達体制の整備 ア 津波情報伝達の迅速化、確実化 気象業務法に基づき、気象庁から津波警報の通知を受けたときは、直ちにその津波警報を関係市町村に対し迅速、確実に伝達するよう努める。 イ 津波警報等伝達試験の実施 津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、 <u>定期的にデータ送受信試験を実施し、伝達漏れ等の防止</u> を図る。	内容適正化 ※文言修正（関係機関調整） 内容適正化 ※文言修正（関係機関調整）